

「藤枝市客引き行為等の禁止に関する条例(案)」 のパブリックコメント実施について

交通安全・地域安全課

令和8年4月策定予定の「藤枝市客引き行為等の禁止に関する条例（案）」に対する意見を募集します。

概要は下記のとおりです。

1 要 旨 藤枝駅周辺の公共の場所における客引き行為が増加し、市民の安全・安心な通行が妨げられ、快適な生活環境の確保に影響が出ていることを鑑み、安全・安心で快適なまちづくりに寄与するため、本条例を制定します。

2 条例の内容

- (1) 目的、定義
- (2) 市、市民、事業者の役割
- (3) 客引き行為等の禁止区域の指定、変更・解除
- (4) 指定区域における禁止行為等
- (5) 違反行為者に対する指導及び勧告、命令
- (6) 違反行為者に対する報告及び立ち入り調査
- (7) 繰り返し行為等の悪質事案に対する公表及び罰則
- (8) 関係機関への情報提供、協力要請

3 条例の効果

- (1) 指定区域における客引き行為等の禁止が明確になる。
- (2) 事業者・従業者の遵守義務を示す。
- (3) 市・警察・関係団体が連携し、通報・パトロール・指導を強化できる。
- (4) 悪質な繰り返し行為に過料等の実効的な措置を講じができる。

4 問い合わせ 交通安全・地域安全課 電話：054-631-5553（内線：3543）